

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第103条第3項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会、免許の効力の停止については、警視総監、道府県本部長、方面本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）
処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の効力の取消し又は停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：